

個人住民税における税額控除対象寄附金が拡充されました

平成25年1月1日以降について、鳥取県および南部町は、所得税の控除対象寄附金の中から住民の福祉の増進に寄与する寄附金として県内に事務所・事業所を有する下表3～6の法人等に対する寄附金を条例で指定し個人住民税の税額控除を拡充しました。

なお、この適用を受けるためには、所得税の確定申告を行う際に、申告書の第二表「住民税に関する事項」の「寄附金税額控除」に記入する必要があります。また、所得税の確定申告の義務がない方は、個人住民税の申告を行う必要があります。申告の際は寄附先の法人等から交付された寄附金受領証明書（領収書）が必要になりますので、大切に保管しておいてください。

個人住民税税額控除対象寄附金の区分		
1	都道府県、市町村、特別区に対する寄附金（ふるさと寄附金）	
2	住所地の共同募金会、日本赤十字社（住所地の支部で収納されたものに限る）に対する寄附金	
3	公益社団法人、公益財団法人、その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金のうち財務大臣が指定したもの	
4 特定公益増進法人に対する寄附金	① 独立行政法人に対する寄附金	
	② 地方独立行政法人（試験研究、病院事業の経営、社会福祉事業の経営及び介護老人保健施設の設置及び管理を主たる目的とするものに限る）に対する寄附金	
	③ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社に対する寄附金	
	④ 公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人に対する寄附金	
5	一定の要件を満たす特定公益信託に対して支出した金銭（認定特定公益信託）	
6	特定地域雇用等促進法人に対する寄附金（H25.11までの経過措置）	
7	認定NPO法人に対する寄附金	

H25.1.1 以降の寄附金について、控除の対象となりました

注）控除対象寄附金に係る具体的な法人等の一覧については、県のホームページに掲載しています。
<県のホームページアドレス> <http://www.pref.tottori.lg.jp/219227.htm>

控除額の算出方法

【基本控除額】 $\left(\left[\begin{array}{l} \text{上の表の法人等に} \\ \text{支払われた寄附金額} \end{array} \right] \times 1 - 2 \text{千円} \right) \times 10\%$ ※1 ただし控除が受けられるのは総所得金額等の30%まで	【特例控除額】 ※2 $(\text{寄附金} - 2 \text{千円}) \times (90\% - (0 \sim 40\% \times 3) \times 1.021 \times 4)$ ※2 ふるさと寄附金（上の表の1の寄附金）にのみ適用され、個人住民税所得割額の1割を限度。 ※3 寄附者に適用される所得税の限界税率 ※4 復興特別所得税に係る調整率
---	---

白色申告の記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

農業をはじめとする事業所得等を有する白色申告の方に対する記帳と帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されました。

（記帳・帳簿等の保存制度の対象者）
<平成25年12月まで>

白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得（農業を含む）、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方

（記帳する内容）
売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。
記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

（帳簿・書類の保存期間）

保存が必要なもの		保存期間	保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年	書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年		業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

<平成26年1月から>

事業所得（農業を含む）、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方

（帳簿等の保存）
収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

※所得税の確定申告を行う必要がなく、住民税の申告のみを行う方も記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。